

地球温暖化問題に関わる知見と施策に関する分析 委員会設置要綱

〔平成20年10月23日〕
日本学術会議第67回幹事会決定

改正 平成21年1月22日 日本学術会議第71回幹事会決定

（設置）

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、地球温暖化問題に関わる知見と施策に関する分析委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第2 委員会は、地球温暖化問題に関わる知見と施策に関する分析を行うとともに、その方策について調査審議する。

（組織）

第3 委員会は、15名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（設置期限）

第4 委員会は、平成21年3月31日まで置かれるものとする。

（庶務）

第5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

（雑則）

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成21年1月22日日本学術会議第71回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。